

○池田町ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

令和元年6月5日告示第9号

改正

令和3年3月25日告示第35号

池田町ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険なブロック塀等の倒壊による通行人の被害や避難時等の通行の妨げとなることを未然に防止し安全を確保するため、その所有者が行うブロック塀等の除却事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、町費補助金交付規則（平成10年池田町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀その他これらに類する塀をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のブロック塀等の除却事業とする。

- (1) 池田町耐震改修促進計画に定める震災対策緊急輸送路及び通学路に面するブロック塀等
- (2) 次のアからイまでのいずれかに該当するブロック塀等
 - ア 法第10条第1項又は第3項に規定する建築物に該当するブロック塀等
 - イ 別表に掲げる建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の8（組積造は建築基準法施行令第61条）に定める技術的基準に適合しないブロック塀等で、道路面からの高さが80センチメートルを超えるもの

(補助金の対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第3条に規定するブロック塀等の除却事業（町長が適当と認める場合を除き、道路に面する全てのブロック塀等の除却を行う場合に限る。）に要する経費とし、当該経費の額は、除却を行うブロック塀等の長さにより1メートル当たり1万円を乗じて得た額又は除却に係る工事費の額のいずれか少ない額とする。

2 補助率は、前項の経費の2分の1以内とする。ただし、10万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の条件は、2項道路に面するブロック塀等を除却する場合にあっては、同項の規定により道路境界線とみなされる線までの部分について、道路後退することとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第2条に規定する申請書は、池田町ブロック塀等除却事業補助金申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第2条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 案内図
- (2) 工事場所の配置図
- (3) 工事費見積書
- (4) 工事前の写真
- (5) 第3条第2号イに定める別表の簡易診断結果
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第7条 規則第4条による承認の申請は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき

池田町ブロック塀等除却事業補助金変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助事業を中止するとき

池田町ブロック塀等除却事業補助金中止承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第8条 規則第11条に規定する実績報告書は、池田町ブロック塀等除却事業実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第11条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事工程写真

(2) 工事契約書又は請書の写し

(3) 補助事業に係る請求書の写し又は領収書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは中止の承認を受けた日から14日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第13条に規定する請求書は、池田町ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日告示第35号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。